

令和4年度 第3回三条市環境審議会会議録

- 1 日 時 令和4年12月27日(火)午後2時00分～3時50分
- 2 場 所 三条市役所 4階 全員協議会室
- 3 出席委員 渡邊誠介 近藤雄介 林八寿子 高橋由紀子 土田栄林
米田和広 大沢昌一郎 内藤一恵 長谷川正樹
(以上9名)
(欠席委員 田中修作 名古屋金市 熊倉睦 上村康司
川崎光枝)
- 4 市出席者 上原市民部長 五十嵐環境課長 長谷部環境課長補佐
佐藤環境政策担当主査 西川環境衛生係長
坂上生活安全・交通係長 目黒ごみ減量係長 阿保主任
- 5 傍聴者 なし
- 6 報道機関 なし
- 7 会議概要
(1) 開会
(2) 議事
ア 第3次環境基本計画素案について
事務局から、資料No.1 第1章について説明あり

長谷川委員： 22 ページ、23 ページの森林資源の有効活用について、木質バイオマスは再生可能エネルギーであるが、燃やすとCO₂を排出し、再生までに時間がかかる。間伐が進み、里山の森林が元気になると、森がもう少しCO₂を吸収してくれるという期待はあるが、現在においてCO₂をかなり出す。再生可能エネルギーとって、木質バイオマスだけを記載するのではなく、表現を変えた方が良いのではないか。例えば、23 ページの2番既存資源の有効活用(2)木質バイオマスの利活用の推進と記載があるが、「木質バイオマスの適切な利用」というような表現をしてはどうか。

五十嵐課長： 現在、三条保内発電所において木質バイオマスが活用されているが、市内の間伐材の利用については、量が足りてないという現状がある。更なる利用を促すことで間伐が進み、CO₂の吸収が上がることに注目し、CO₂の削減の目玉に持ってきている。太陽光、

風力、地熱といった再生可能エネルギーについては、市民や事業者が積極的に活用していただけるような意識啓発を行っていきたい。市としては、木質バイオマスの発電所があるので、積極的に推進をしていきたいということで、ここに記載している。

長谷川委員： 再生可能エネルギーのところに、木質バイオマスしか出てこない。再生可能エネルギーが、イコールで木質バイオマスと勘違いされる恐れがある。例えば、59 ページ方針1 再生可能エネルギーの導入促進とあるが、バイオマス燃料が出ているだけなので、1 行目の「再生可能エネルギーは」のところに、括弧書きで、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどと入れ、他にもあることを記載してはどうか。市民が、再生可能エネルギーは、バイオマスだけと誤解しないようにしていただきたいと思う。

五十嵐課長： 再生可能エネルギーについては、太陽光や風力など、様々なものがある中で、今、三条市として推進するのが木質バイオマスということである。そこが誤解されないような記載に、59 ページ以降で改めていきたい。

渡邊会長： 22 ページの3、4 行目に林道整備の記載があるが、一般的にヨーロッパに比べると日本の林業は非常に整備率が低く、効率が悪いので、間伐材を切り出して運び出すだけでも大変だと思う。チップを燃やし、ボイラーとして使うといったことで利用ができれば、小型のボイラーを作っている会社は、三条市内にもあるかと思う。あんまり大規模でなく適材適所にあった方が、効率がいい政策になると思う。三条はこの地域の間伐を進めようとしているが、国内のバイオマス発電所は海岸部にあり、チップを輸入している。海外のチップは、乾燥しており、安いのが、日本のチップは湿っており、やにが出るため、技術的にも大変なはずである。エネルギー効率や間伐を上手く計画的に進めるという話でいえば、発電所の一点集中より地域の産業をうまく活用したやり方で、身の丈にあったものの方が、この地域にあっていと思う。電力の地産地消一本というよりも、様々なエネルギーというような形で、様々なところがこれをやろうというように、潜在能力があると感じる。意見ではなく感想として思った。

高橋委員： Jクレジット制度の申請はしているのか。

五十嵐課長： 今、申請に向けて準備をしている。昨年までは、県の制度であったが、今年から国の制度の方に移行している。このJクレ制度を活用しながら、森林整備をしていくことで、CO2の吸収量を増やしていきたいと考えている。

高橋委員： 会長と同じく、細かくあった方が良いと思う。宣伝してモデルのようにし、土地柄を活かして考えてはどうか。

43ページに市が積極的に再エネを使用し、啓発をするというような記載があったが、具体的に数値を見せた方が良いと思うができるのか。

五十嵐課長： 昨年度、再エネではなかったものが、今年度はこのくらいの電力を再エネで賄ったということは、ホームページ等で公表できるかと思う。予定はなかったが、どのようにできるか検討したい。

高橋委員： 再エネと省エネの両方だと思う。省エネに向けた取組は市では行わないのか。

五十嵐課長： 省エネは根底にある考えである。省エネの考え方を基本とし、再エネを使った方がより地球環境にやさしいというところで、当然、2本立てで行く形を想定している。

高橋委員： 宣伝効果を考えると数値を使ってほしい。

米田委員： 1点目として、三条市総合計画についての検討の状況、その中で環境施策について、どのような記載があるのか。また、環境基本計画では、どのように整合が図られているのかということについて、現在の状況をお聞かせいただきたい。

2点目として、今回の計画期間は、三条の現状の中で、下田地区の自然というものについて、注目されるべき時期ではないのかと考えている。生物多様性の条約30by30の2030年までに敷地の30%については、自然の環境の保全をしようという約束の中で、6月に環境省から、下田地域についても、国立・国定公園として、新たに策定してはどうかというような、計画案が示されたところである。また、八十里越（国道289号）についても、昨年、今後5年程度で開通を目指すと公表されている。どちらも、三条の地域の自然というものを市民に認識していただき、触れあっていただく素晴らしい機会ではないかと感じている。この自然の素晴ら

しさを認識していただく、触れる行動に移していただくなどの、機運の醸成というのはこの計画の中に、ある程度明確に示す必要があるのではないかと思います。具体的には、かんきょう庵を通じた普及啓発をしっかりとやるとか、その中で記載をされていると思うので、そういうことに、重点的に取り組むというようなことを現状や方向性の項目に追加記載できないか。

五十嵐課長： 1点目について、現在策定中の総合計画の中に、第5節自然環境の保全という項目があり、その中でも脱炭素社会の推進や森林環境の保全、環境行政の推進と環境基本計画で掲げた項目があり、基本的に整合をとっている。項目について、基本的に、逸脱がない形で、足並みをそろえてやっているというのが現状である。

2点目について、総合計画の中で、下田地域をアウトドアの聖地にしようという記載がある。総合計画において下田の自然の素晴らしさ、触れ合いといったことが述べられる関係で、環境基本計画はそこまで具体的な記載は必要ないと考えている。

米田委員： 総合計画で記載があるものは、全て環境基本計画の中に記載があるべきものだと考える。実際、総合計画で方向性を示したものを、その下の基本計画なり、個別計画の中で、進行管理をしていくというのが本来の計画の在り方ではないかと思うので、記載について検討をお願いしたい。

五十嵐課長： 総合計画では多岐にわたる内容が網羅されている。総合的にアウトドア、八十里越、観光といったキーワードが全て網羅されているのが、総合計画である。下田の自然だけをとらえて、環境基本計画に記載をすることが、妥当かどうか、どう記載すればよいか、検討課題とさせていただきたい。

米田委員： 市民に対しての意識を醸成する、自然の素晴らしさを認識するといったところに重点的に取り組むということであれば、記載は可能ではないかと思う。ぜひ、総合計画の環境分野をこういう形で取り組むというところを、検討いただけたらと思う。

渡邊会長： 国定公園は国が定めるものなので、市が何かやるものではないと思うが、30by30の中にカウントできるのであれば、COP30の趣旨に則る話であるので、素晴らしいことだと思う。

米田委員： まさに三条の自然の素晴らしさをアピールできる場だと思う。

渡邊会長： 載せられたらいいと思う。

五十嵐課長： 環境基本計画の中で下田という場所の素晴らしさについて、どのように記載したら良いか、検討させていただきたい。

長谷川委員： 米田委員の意見に賛成である。前総合計画の中で、まちなかという言葉と、下田の豊かな自然という2点は、大きなポイントになっていた。基本的に三条で豊かな自然というときには、下田のことが考えられている。例えば、基本計画の26ページのところに、施策の方向性（1）豊かな自然を生かした整備について記載されているので、ここをいかし、米田委員が言われた言葉を付け加えられないのか。八十里越は歴史的にも自然的にも非常に良いところだと思う。今整備が進められていることから、さらに八十里越の遊歩道を整備して、一般の方がもっと気軽に訪れ、歴史や文化、自然に触れられようにすることは大事であると思う。さらに入口である吉ヶ平を自然公園化し、八十里越街道を歴史や文化さらに自然に親しめる遊歩道となれば、県内外からたくさんの方が訪れ、この自然を守らなければとなると思う。吉ヶ平と八十里越街道を上手に開発することが、三条市のためになると思っているので、ぜひ、建設課や環境課で考えていただきたい。

渡邊会長： 基本計画であるため、ピンポイントでこれを行うということが記載できるかなど、書き方は工夫してほしい。意見があったということ。

長谷川委員： 47ページの取組指標について③環境啓発・環境教育の充実 1 裾野を広げる環境啓発の推進のところ、かんきょう庵における環境学習及び体験型イベントの開催があり、非常に良いことだと思う。ただし、指標がかんきょう庵の1日当たりの来館者数となっているが、来館者の約7割が環境学習や体験イベントと関係のない方々である。環境啓発環境教育の充実の指標としては、1日当たりの来館者数ではなく、環境学習の講座やイベントに参加した人数の方が良いと思う。

五十嵐課長： 今の指標は、第2次環境基本計画からの指標である。当時、かんきょう庵の利用者が増えない中で、少しでも多くの人に訪れて

もらい、来た方に自然と環境に触れ合えるような場所にすることで、市民一人一人の意識が上がっていくのではないかとということで、この指標にしたと聞いている。主な取組として、かんきょう庵のイベント開催の指標としては、参加人数や参加者の満足度や理解度の方が適しているとの指摘のとおりと思うので、イベント開催に係る人数等に変更したい。

事務局から、資料 No. 1 第 2 章、第 3 章について説明あり

米田委員： 1点目として、温暖化の実行計画の取組の進行管理について、第2章の中に特に記載がないが、第1章の基本計画の指標などで管理をしていくということによいか。そうであれば、実行計画で定められている温室効果ガス排出量そのものについてどこで管理をするのか不明瞭であるが、どのように対応されるのか。

2点目として、長谷川委員がお話されているとおりであるが、全体を読んだ時に再生可能エネルギーの導入のところについて、取組がこれで十分かという疑問が払しょくできない。政府は、2030年46%削減のために再生可能エネルギーの導入量を現在18年の18%から36%程度まで倍増させると言っているが、この計画では、既存のものの活用を図るということしか出てきていない。他の取組は行われぬのか。

3点目として、基本計画では再エネについて見ると、例えば事業者が取組むものに対して、専門家の助言を行うなど、再エネを促進されるべき施策が記載されているが、温暖化対策実行計画の中には記載がないものがある。基本計画の中にあるものが確実に個別計画に反映されているかどうかを今一度確認していただきたい。例えば、公共交通についてであれば、62ページでは、方針3の下から2番目のところに地域公共交通の利用促進という事業で取組が書かれているが、基本計画の25ページでは、公共交通については、利用促進ではなくて、持続的に確保をするという取組が施策としてうたわれている。似ているが、取組む方向性としては、少し違っていると思われるところがある。他のところについても、整合性を図る必要があると感じたので、チェックをお願いしたい。

五十嵐課長： 1点目について、実行計画の進行管理について、基本的には環境基本計画と温暖化対策実行計画は、同じ計画年度で実行するこ

とになっている。65 ページで環境審議会において進捗状況の点検・評価及び公表を行うこととしており、この項目は環境基本計画と温暖化対策実行計画を両方包含するような形であるため、進捗管理については、環境審議会の中でしっかりと行いたいと考えている。

2 点目について、再生可能エネルギーの関係は、我々として一番大きいのが産業振興の部分である。産業の部分について、基本計画では、専門家の助言と書いているが、温暖化対策実行計画の中では、説明会の開催という形になっていた。3 点目と重複するが、少しトーンの違いがあるところは、このままでよいのか、記載を修正するかは、全体の中で考えたい。

3 点目について、基本計画と温暖化対策実行計画の内容の整合性についてであるが、例えで出された地域公共交通の部分は、温暖化対策 CO2 の削減という点で利用を促していきたいというところである。環境基本計画の 25 ページから 27 ページの公共交通の持続性確保については、住み続けたくなるまちの実現という視点で、温暖化 CO2 削減だけではなく、まちの魅力の実現に当たり、持続可能性を確保していかなければならないという目的やトーンの違いがある。ただし、全体の整合性という部分を見て、全体として合っていないところがあるか、もしくは、記載が合っていないかとも今説明したように目的の違いがあるかどうか、再度確認を行う。

米田委員： 再生可能エネルギーについては、どこかに記載があるものについては、幅広く取り組んで行く必要があり、PR していただけたらと感じている。1 点目の進行管理の部分については、手段ということではなく、何の数値を持って進行管理をするのかという視点で質問させていただいた。特に CO2 排出量は、計画の中でも温暖化計画の中の目標でもあるので、少なくともその数値は進行管理ができる構成になっていなければならないのではないかと思います。発言したところである。

五十嵐課長： 最終的な目標年度と数値は記載しているが、各年度となると、全体の検討という中で、各年度についても記載できるのか、それとも各年度ではなく目標年度のところだけとなり、最終的に確認をとるのが妥当なのか、検討させていただきたい。

米田委員： 年度ごとに記載しても案分するだけであれば、単なる計算上の

話にしかない。進捗状況がどうか、何%くらいかという評価はできると思うので、その数値を管理するというのをどこかに記載する必要があると思う。場合によっては、基本計画の中の指標に入れるなど、どこかに記載するような形でお願いしたい。

五十嵐課長： 進捗管理の仕方について工夫させていただきたい。

長谷川委員： 60 ページの方針3 地域環境の整備のところ、夏の暑さを緩和することは記載されているが、冬も省エネが大事であり、政府も冬の節電を呼び掛けている。三条市のホームページでは、夏の省エネ行動は出ているが、冬に関しては出していない。冬に関する一般市民向け、事業者向けの省エネ行動についても記載が必要ではないか。夏は、ひと涼み処オアシスが作られているが、冬もみんなで温まった方が省エネになると思うので、一般市民が温まる公共施設のロビーなどの開放があってもよいのではないかと思うので、検討をお願いしたい。

五十嵐課長： 今ほどの方針3の夏の暑さの緩和というところは、地球温暖化から年々夏の温度が上がっていくことに対する記載であるが、委員ご指摘の点は、方針2 省エネルギー対策の推進のところ、ウォームビズなどが課題として記載があるが、それに対応する事業内容の記載がなかった。クールビズだけでなく、ウォームビズも方針に記載していることから、事業内容として具体的なものがあれば記載したい。

高橋委員： 56 ページの削減目標は、どのようにして算出されているのか。家庭部門は全体の18%という割合でありながら67%削減、産業部門は39%の削減が目標となっている。目標算定の根拠を説明いただきたい。

佐藤主査： 51 ページ表1 温室効果ガス排出削減量の目標は、国が地球温暖化対策計画の中で定めたものである。考え方としては、56 ページの合計欄にある、基準年度2013年の1,073という数字に対して国の削減目標である46%を算出すると580となり、これを三条市におけるトータルの目標値とした。各部門別の数字については、51 ページに削減率が%で示されているので、それに準じて、基準年度である2013年度から目標年度の部分を産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門について、それぞれ国の温暖化対策計画

の削減率に基づき算出した。産業部門や運輸部門の中の製造業や建設業は、直近の排出量カルテの構成比を参考に削減目標を応じた割合を乗じた中で算出した。部門ごとの削減率は、各部門を合計すると 580 となるよう国の温暖化対策の削減率に準拠して算出している。

三条市としての特徴的な要素は考慮しておらず、国の目標や先進事例として、すでに計画を定めている自治体を参考に国に準拠したものである。

高橋委員： 環境と産業が対立するというところがあまり書かれていない。国が中小企業の省エネの補助を行っているが、宣伝はされるのか。

五十嵐課長： 61 ページの方針 1 再生可能エネルギーの導入促進の中で、企業向け説明会の開催及び情報提供を記載している。この中で、国や県の有利な財源が使えるような企業向けの設備導入補助金等について情報提供を行いたい。

高橋委員： 積極的に産業界と組んだ方が良いと思う。自然はもちろん大切であり、生きていく上で矛盾しているようであるが、成り立っていくと思うので、もう少し考えた方がよいと思う。

五十嵐課長： 前回の議論でも出たが、このままではサプライチェーンから外されてしまい、脱炭素に取り組まないことが致命傷になるということをもっとわかっていただきたいところである。産業界の何社かに確認したところによると、中小企業では、今生きていくことが大事で、すぐに設備を導入できる状況ではないというところが多いようだ。その反面、脱炭素の取組を行わないことでサプライチェーンから外されて、致命傷になるということもあるので、脱炭素に対する意識付けを行うことが我々の仕事だと思っているので、地道にやっていきたいと考えている。

高橋委員： 市が、木質バイオマスなどの産業を市内でつないでいくことはとても良いと思う。環境教育においても、ただ自然が大事だというだけではなく、私たちが生きていくとどうしても負荷をかけてしまうが、市内の事業所をたくさん子どもたちに見せ、これだけ取り組んでいて、これだけ削減している会社があるというようなことを見せるということが一番の教育になるのではないかと思う。環境とは対立気味になってしまうが、そうではなくて、これが生

き残る戦力なので、積極的に利活用した方が良いと思うので、上手く盛り込めないかと思う。

五十嵐課長： 計画の中で分かりやすく記載することも大事だが、具体的にどう進めるかというところも大事である。市民や事業所に向けた各種意識啓発や情報提供の具体的なところで積極的に推進するというので、計画の記載についてはこのままとさせていただきたい。

大沢委員： 温暖化対策の整合性について、再度見直しをお願いしたい。他に意見はない。

36 ページの 14 行目は、「水環境防止汚染」ではなく、「水環境汚染防止」ではないか。

内藤委員： 他の委員の意見であるバイオマス以外の再生可能エネルギーに対する配慮について共感した。下水道の推進やつなぎこみの推進や合併浄化槽への切替えの推進、住宅の断熱性能向上を効果的に行うリフォームの推進など、具体的にこれらがどう進んでいくのかというところを確かめていきたいと思った。

林委員： 他の委員の下田や木質バイオマスの記載についての意見に共感した。

内容ではないが、文章の書き方について気になった点は、47 ページの 3 年度末実績が未実績に見える。

45 ページの下から 3 行目のところで、「」して小項目が書いてあった場合に続く文章は、おいては、と記載されているので、おいて「は」と記載した方が良い。

24 ページ 1 持続可能な社会の基盤づくりの現状と課題のところ、最初の 2 行に「人口減少や社会インフラ等の老朽化といった問題に対応するために、社会構造の変化に合わせた対策が必要となっています。」とあり、それに対する取り組みが、下のひとつの段落ごとになっているが、2 つ目の「農地・里山環境の保全においては、」では、課題が記載されているが、何が必要かということが記載されていないため、この一文はわかりにくいと思った。

五十嵐課長： 現状と課題の中で、指摘された部分について、現状とそれに対する方向性の記載がない。里山の保全を図っていくという方向性が施策の中に入っているため、他に合わせて記載したい。

土田委員： 前回は引き続き、地球温暖化対策として三条市がバイオマス発電に力を入れていることが、非常に伝わってきた。

32 ページに、間伐材の安定的な確保の理由として、林業の担い手不足を挙げているが、全ての土地の所有者を把握しているのは行政だけだと思うので、調査もせずに、間伐材の安定的確保が難しい理由を林業の担い手不足に置いている点が非常に残念である。どの地主が材木を提供しようと思っているのか把握し、伐採の許可をもらえば、林業関係者に切ってもらい、雇用の安定供給につながるのではないかと思う。調査を行い、地主の意向を地図に落とし込み、林道や憩いの場をどこに設置するか考えていくことで、安定的な憩いの場所の確保や里山の保全、防災といった循環につながっていくのではないかと感じた。

五十嵐課長： 森林経営計画の中で、山林の所有者や間伐を進めるといった計画を持っている。ただし、32 ページの記載のとおり、林業従事者の担い手が不足しているというところがあり、なかなか進まない現状である。保内のバイオマス発電所ができた関係で間伐が進んでいるものの、それだけではなかなか間伐が進まないことから、南蒲森林組合と協力して、森林経営計画の下、間伐を進めている。ただし、それでもまだ足りないことから、今後進めていきたいという趣旨で記載しているのでご理解いただきたい。

渡邊会長： 林業は木を切るところ、製材や乾燥をさせるところ、加工するところと、上流、中流、下流があり、日本では中流が上手くいっていない。この産業をどのように成長させるかというか復活させるかとなると、日本中地域を挙げて育てるような政策を考える必要がある。

五十嵐課長： 市内では、家具や家の材木になるような材が多くは採れない中、三条保内発電所では、あまり質がよくない木でも引き取っており、地域産業の活性化という意味では効果はある。ただし、南蒲原森林組合や三条保内発電所だけでは、間伐が進まない現状があるので、林道整備などを市として行っているところである。

(3) 閉会